

練馬区障害者計画懇談会意見書

平成 26 年（2014 年）12 月

練馬区障害者計画懇談会意見書の提出にあたって

この度、練馬区障害者計画懇談会意見書を提出する運びとなりました。これは平成 25 年 11 月から平成 26 年 9 月まで、実に 6 回にわたり練馬区の障害者施策、障害者福祉の状況を共有しながら、障害者計画及び障害福祉計画の策定に向けて様々な角度から議論を重ねてきた成果といえます。総勢 30 名の懇談会委員の皆様は、夜間の時間帯にも関わらず積極的にご参加いただき、時に異なる意見を交わしながらも、一貫して練馬区における障害のある人たちが練馬区民であることの喜びを実感できるようにしたいとの思いを一致させ、熱い議論を重ねてきたところです。

折しも、平成 26 年 1 月にわが国政府は、国連の障害者権利条約を批准しました。近年の障害者施策の方向性とも一致しますが、障害のある人を保護の対象と位置付けるのではなく、ごく当たり前の権利を行使する主体として支援することが障害者権利条約の本旨と言えます。同条約に沿った施策は、国や都道府県における法制度によって促進されるところが大きいです。具体的な日々の暮らしの中で実現するためには、区市町村の取組が欠かせません。

そのため、練馬区の次期障害者計画・第四期障害福祉計画（平成 27 年度～29 年度）は極めて大きな役割を担うことになり、その検討の際には、障害者基礎調査やヒアリング調査と並んで、練馬区障害者計画懇談会での議論が大変重要な意味を持ちます。

練馬区障害者計画懇談会では、委員の立場や障害者施策の発展経過の違いを超え、今後の計画策定に向けた共通する思いを確認することができたと思います。それは、障害の種類や程度に関わりなく適切な福祉サービスを受けられるようにすること、ライフステージに応じて切れ目のない支援、特に相談支援の充実を図ること、最近になって障害の範囲にあることが認識された人についても漏れなくサービスが提供されること、福祉サービスの存在を知らない人に適切な情報が届くような支援の仕組みを構築すること等であり、従来からの練馬区における障害者施策、障害者福祉に関する理念を引き継ぎつつ、新しい時代に即した展望を共有したものと判断しています。さらには、練馬区障害者計画懇談会での意見を確実に関連計画に反映するための組織のあり方やその際の議論の進め方についても積極的な意見が表出され、障害者権利条約の批准下での障害者関連の計画策定・実施に重要な示唆を得ることができました。

こうした思いの詰まった意見書に基づき、誰もが練馬区に住んでいることの充実感を確実にする計画策定が進められることを懇談会委員一同願っています。

練馬区障害者計画懇談会 座長 朝日雅也

■練馬区障害者計画懇談会意見書の位置づけについて

障害者基本法に規定する障害者計画および障害者総合支援法に規定する障害福祉計画の策定は、地域における障害者等の状況等を踏まえ、障害者その他の関係者の意見を聴きながら行うものとされています。

練馬区では、次期障害者計画・第四期障害福祉計画（平成27年度～29年度）策定のため、平成25年度に障害者基礎調査（3,500人を対象とするアンケート調査）を実施、平成26年度には障害者団体ヒアリング（障害者団体21団体を対象とした聴き取り調査）、障害福祉サービス事業者ヒアリングおよび障害者当事者へのヒアリング等を行うことにより、障害のある方の生活状況やご意向の把握に努めてきました。

平成25年度に設置した練馬区障害者計画懇談会は、公募区民、障害者団体関係者、学校関係者、障害者就労支援関係者、相談支援関係者、医療関係者、学識経験者等により構成され、次期障害者計画・第四期障害福祉計画策定のための検討を、障害者基礎調査結果等を踏まえながら行ってきました。同懇談会で出されたさまざまなご意見は練馬区障害者計画懇談会意見書としてまとめられ、練馬区長に報告されます。

練馬区では、練馬区障害者計画懇談会意見書を踏まえ、次期障害者計画・第四期障害福祉計画を策定します。

■練馬区障害者計画懇談会意見書の構成について

- ・懇談会委員の意見を、項目ごとに掲載しています。
- ・提言は、個別意見を集約し、懇談会の総意として計画に反映すべき事項をまとめたものです。
- ・提言に続く、○で示した意見は個別意見を列記したものです。
- ・個別意見では、趣旨がそれぞれ異なる場合もありますが、併記しています。

目 次

1	計画目標、計画目標の趣旨、基本理念について	1
2	相談支援について	3
3	障害福祉サービス等について	5
4	障害児支援について	7
5	障害者就労について	9
6	社会生活の支援について	11
7	安全・安心な暮らしについて	13
8	福祉のまちづくりについて	15
9	権利擁護について	17
10	保健・医療について	19
11	障害福祉計画について	21
12	その他	23
【巻末資料】		
(1)	練馬区障害者計画懇談会設置要綱	24
(2)	練馬区障害者計画懇談会委員名簿	26
(3)	練馬区障害者計画懇談会開催経過	27

1 計画目標、基本理念、計画の推進について

【提 言】

- 1 「障害者の権利に関する条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。本計画の策定にあたっては同条約の批准をふまえ、障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、合理的配慮の実現による差別の解消等、共生社会をめざした障害者施策を展開できる計画とすべきである。
- 2 障害者個人の人権を尊重し、地域でその人が望む生活を目指す社会、各人が互いに理解し、認め合える社会をめざすことが重要である。
- 3 「あんしん」「いきがい」「つながり」は基本理念として適切である。
- 4 障害の種別や程度などに関わらず地域で自立して生活できるよう、障害者の特性を理解し、ニーズを的確に把握し、理念を実際の施策に反映させ、計画的にサービスを展開することが重要である。その際、「自立」は単に経済的な自立を指すものではなく、自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと、障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加することを指すものとする。
- 5 計画の着実な実現のため、PDCAサイクルを導入し、障害者地域自立支援協議会等の意見を聴き、目標と実施状況を確認し、その結果を公表することが重要である。

- 障害者基本法や障害者差別解消法だけでなく、それらの上位にある「障害者権利条約」(*1)の批准にも触れ、自律および自立の尊重、差別の撤廃、障害者間格差の解消、社会参加及び包容などの考え方にに基づき、障害者施策を展開していくべきである。
- 障害理解、合理的配慮(*2)、気付き、ユニバーサルデザイン(*3)、バリアフリー等、重要な課題について、着実に実現できるよう施策を具体化する必要がある。
- 障害者権利条約に基づき、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障害者特性に十分配慮した施策を実現すべきである。
- 計画目標・基本理念は適切な内容である。この理念に基づき、どんなに障害が重くても、実際に自立した生活を送るためのサービス量、医療体制、経済的保障が確保されるのか不安が残る。理念を実現するために提供できる具体的な施策の提示・将来の生活を具体的に考えるうえで参考になるようなモデルケースの提示が必要である。
- 計画目標に「どんなに障害が重くとも」の言葉があることで、練馬区が障害者に対し温かいまちであることを表している。

- 計画目標にある「どんなに障害が重くとも」を「障害の種類や程度に関わらず」や「障害の状況に応じた支援を受けながら」等に置き換えた方が、差別を感じない文言になる。
- 障害者の特性を理解し、それぞれのニーズを把握した上で福祉計画の目標を立て、確実に実行することが重要である。本計画の実現のため、P D C Aサイクル（* 4）を導入し、年に一度は目標を精査し、障害者地域自立支援協議会（* 5）等で意見を聴くとともに、その結果を公表する仕組みを構築すべきである。
- P D C Aサイクルの中では、事業の評価と改善策の実行の部分が弱いのではないか。そこをしっかりと取り組むことが必要である。

用語解説

- * 1 **障害者権利条約**…2006年12月に採択された「国連障害者の権利条約」のこと。障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者固有の尊厳の尊重を図るもの。障害に基づくあらゆる差別の禁止などの規定がある。日本は2014年1月に条約締結した。
- * 2 **合理的配慮**…障害者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる事物などを取り除くために、過度な負担（経済的理由等）にならない範囲で行う配慮のこと。典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る際の手助けや、障害特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）での対応があげられる。
- * 3 **ユニバーサルデザイン**…あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人びとが利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方。
- * 4 **P D C Aサイクル**…Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、計画等を継続的に改善することができる、管理業務を円滑に進める手法の一つ。
- * 5 **障害者地域自立支援協議会**…相談支援事業をはじめとする地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議する会議体。

2 相談支援について

【提 言】

- 1 相談支援事業の中核を担う機関を設定し、身近な相談窓口との連携により多様化している相談に対応できる体制を整えることが必要である。
- 2 研修の実施、他機関との連携を強化し、相談支援事業者の質の向上を図ることが必要である。
- 3 相談支援体制の充実を図るため、インフォーマルな活動を含めてネットワークを地域に広げ、地域全体で障害者を見守り、必要に応じて専門機関に繋げるシステム構築を検討するべきである。
- 4 相談機関の周知徹底を図るとともに、相談窓口に行けない方に対応するアウトリーチ型の相談体制を充実する必要がある。
- 5 地域で安心して生活する為に、夜間・休日の相談体制を検討するべきである。

【主な意見】

- 地域の連携を強化するため、障害者地域生活支援センター（* 1）を相談支援事業者（* 2）の中核として機能させることが重要である。一方、で多くの方がもっと気軽に相談して活用するために、身近な相談窓口としての機能を失わず、更なる充実・周知を図る必要がある。
- 練馬障害福祉人材育成・研修センター（* 3）の設立は画期的で、他区に先駆けて練馬での人材育成の充実を掲げている。広い視野を持ち、「心」に寄り添い、質の高いサービスを提供できる人材を育てるために、研修内容・講師の工夫が必要である。
- 増え続ける相談件数に対して、保健相談所や福祉事務所などの公的機関や、相談支援事業所だけで対応するのは困難である。
地域の身近なところで受けとめる場（相談情報ひろば、地域福祉パワーアップカレッジ（* 4）の卒業生によるボランティア活動、当事者や家族による活動等）があり、必要に応じて専門性の高い機関につなぐような、インフォーマルな活動（* 5）も含めたネットワークを地域に広げていくことが、相談支援の充実の為に必要である。
- 障害者基礎調査では「相談機関がわからない、どんなサービスがあるかわからない」という方が半数近くいる。これを重視し、情報提供の在り方を重点課題の一つに取り上げるべきである。図書館や学校、公共施設等に、早期発見や障害理解の啓発に繋がるポスターやチラシ、名刺大の相談機関一覧等を配布する等が考えられる。サービスを利用する側も交えて、専門部会を立ち上げて検討する等、工夫が必要である。

- 日常生活に困難があっても、相談窓口に行けない人、サービス情報を知らない人も多い。これに対応するため、訪問して支援するアウトリーチ型（* 6）の相談体制を充実すべきである。
- 保健師・民生委員・福祉の相談員等は、精神障害者の急増等により多くのケースを抱えている。必要な人員配置により、十分な相談時間の確保、巡回・アウトリーチの充実、家族支援の充実を図り相談体制を充実させてほしい。また、治療で医療機関に繋がった障害者及びその家族が、生活面に関する相談にも対応できる各機関を案内できるよう、医療機関と福祉機関の連携を強化すべきである。
- 心の健康に不安を持つ区民に対する24時間電話相談体制を構築することは、自殺対策、不安解消、再発予防も含めて本人・家族に地域で安心して生活するための大きな支援の一環となる。他自治体の取組を検証し、練馬区独自の24時間電話相談システムの設置を検討すべきである。
- 障害者相談員（* 7）は、現在地区別に設定されているが、年に数回の研修であらゆる相談に応じ指導まで行うのは無理がある。幼児期・学齢期・成人・高齢とライフステージに応じた相談員の配置が有効である。
また、相談員の充実という観点から考えると、現在設定されている年齢制限の緩和を検討すべきではないか。

用語解説

- * 1 障害者地域生活支援センター…相談支援や社会生活支援等により、障害者の自立した地域生活を支援する区立施設。4か所設置。
- * 2 相談支援事業者…障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行う相談支援事業を実施する事業者のこと。また、障害福祉サービスを利用する際に必要な「サービス等利用計画」を作成することのできるものは「特定相談支援事業者」という。計画作成を通じて、障害者の生活状況や意向等に沿った適切なサービス利用、地域生活支援を行う。
- * 3 練馬障害福祉人材育成・研修センター…高い専門性を持つ障害福祉サービスを担う人材の確保と育成を図るため、区内に設置した機関。
- * 4 地域福祉パワーアップカレッジ…常設の学びの場で、地域福祉を担う人材の育成と、育成した人材を活かす取組を行う。
- * 5 インフォーマルな活動…公的機関や専門職による法制度等に基づくサービスや支援以外の活動のことで、地域のボランティア団体などが行う余暇支援や社会参加のための事業や援助のこと。
- * 6 アウトリーチ…事業所などで来所を待つのではなく、障害者の自宅などを訪問し支援を行う手法のこと。
- * 7 障害者相談員…身体および知的障害者の家庭での養育、生活、就学、就職等に関する相談に応じ、助言・指導を行う民間の協力者。

3 障害福祉サービス等について

【提 言】

- 1 住み慣れた地域で住み続けたいという希望を実現していくためには、グループホームの整備・住まいの確保を支援する体制構築等、多様な居住支援のあり方を検討すべきである。
- 2 ライフステージに応じたサービス提供体制の整備、医療保健福祉に関わる機関の連携強化、インフォーマルな資源の活用を含め地域で生活する方を支援する仕組みが必要である。
- 3 障害特性に応じたサービス提供体制を整えるとともに、サービス内容に関する周知徹底を図る必要がある。

【主な意見】

- 住まいの整備にあたっては、既存のグループホーム（*1）だけではなく、サテライト型グループホーム（*2）、シェアハウスを活用した住まい、単身生活している方をサポートできる仕組みづくりも含めて、多様な居住支援のあり方を考える時期に来ている。他自治体の取組を参考に、練馬区の実態に即した支援体制の構築を検討すべきである。
- 障害者の中には、共同生活よりも単身での生活を望む人がいる。不動産業者および家主に対して障害理解を深める取組、アパートのバリアフリー改築に対する助成金、区営都営住宅障害者枠の拡充、直接住宅確保を支援する人材育成等、障害者が民間住宅を借りやすいような支援体制の構築が必要である。
- グループホーム・アパートでの生活支援のため、区独自の家賃補助を検討すべきである。
- 障害者が地域で生活するために、障害特性や家族状況の変化、ライフステージに応じたサービス提供体制の整備、緊急時の連絡手段の確認、生活状況の確認、訪問・介護・相談支援等による情報提供等が必要である。地域での見守り体制を構築するとともに、関係機関、施設、病院等のネットワークづくりが急務である。
- 障害者基礎調査で、「どのようなサービスがあるかわからない」という意見が多い。サービス内容、施策を浸透させることが重要である。特に「難病」（*3）の方は、新たにサービスの対象となり、サービス内容を知らない方も多く、重点的に周知を図る必要がある。

- 高次脳機能障害者等（* 4）の中途障害者は、自立訓練等（* 5）の通所事業終了後の日中活動の場が求められているだけでなく、自立訓練にも行けず自宅で過ごす人も多い。日中活動が非常に深刻な問題であることを認識し、施策を展開することが重要である。
- 身体障害者が利用する事業所に対して、通所のための送迎体制を整える必要がある。

用語解説

- * 1 **グループホーム**…夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の介護を行う事業。
- * 2 **サテライト型グループホーム**…グループホームから概ね 20 分以内の民間アパート等を利用し、グループホームの支援を受けながら、より一人暮らしに近い形態の住まい方が出来る事業。
- * 3 **難病**…国の難病対策要綱による定義では、原因不明、治療未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病、または経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず、介護などに著しく人手を要するために、家庭に負担が重く、また精神的にも負担の多い疾病のこと。平成 25 年 4 月より障害福祉サービスの対象となっている。
- * 4 **高次脳機能障害**…脳卒中（くも膜下出血・脳内出血等）・感染症などの病気や交通事故・転落等で脳の細胞が損傷されたために言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障害。
- * 5 **自立訓練事業**…自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行う事業。

4 障害児支援について

【提言】

- 1 保育、教育、医療、福祉等の関係機関が連携を深め、早期発見・早期療育・ライフステージに応じた相談支援体制を構築することが重要である。
- 2 児童発達支援・放課後等デイサービスについては、療育の質の向上を図り、多様な障害児を受け入れるため、研修・人材育成・受け入れ枠の拡大等に力を入れるべきである。
- 3 障害児支援においては、家族支援も重要である。相談支援の充実、レスパイトケアの支援、放課後や長期休暇中の支援充実を図る必要がある。
- 4 切れ目のない相談支援体制の確立と同時に、制度の狭間にある障害児への対応を強化する取組も必要である。

【主な意見】

- 障害児には、切れ目のない相談支援体制が重要である。幼稚園・保育園・小学校・中学・高校・こども発達支援センター、地域生活支援センターなどが連携し、支援できる体制を構築すべきである。
- 思春期後期に精神障害の発症が多い。学校卒業時期のケア会議のような場面に地域生活支援センターが参加することは、切れ目のない相談支援体制の1つのきっかけになると思われる。
- 早期発見・早期療育が非常に重要である。保健相談所、こども発達支援センター等において、障害特性に応じた支援を継続するとともに、制度の狭間にある障害児への対応を強化する取組が必要である。
- 児童発達支援（*1）・放課後等デイサービス（*2）などの障害児通所支援はこの数年で充実してきた。今後、様々な障害児を受け入れていくために、施設整備の支援等により受け入れ枠を広げるとともに、職員の研修、人材の育成に力をいれる取組が重要である。
- 学校教育の中で、障害者・児の理解、啓発を図る取組を強化するべきである。
- 通学できない障害児に対して、アウトリーチによる支援ができる体制が必要である。

- 家族支援が重要である。相談支援の充実、家族のためのレスパイトケア（* 3）の支援、放課後や長期休暇中の支援充実を図る必要がある。

用語解説

- * 1 児童発達支援…未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う通所事業。
- * 2 放課後等デイサービス…障害のある学齢期児童を対象とした、療育機能・居場所機能を備えた通所事業
- * 3 レスパイトケア…障害者を介護する家族の休息等のため、在宅での介護を一時的に代替するサービス。施設への短期入所や自宅への介護人派遣などがある。

5 障害者就労について

【提 言】

- 1 障害者が就労して働き続けるための職場環境づくりに向けて、企業の理解を深める取組を強化する必要がある。
- 2 職場訪問の強化、生活状況支援のため障害者地域生活支援センターとの連携強化等、就労定着支援の強化と、離職時に支援する取組が必要である。
- 3 就労支援ネットワークに地域の社会資源を組み込み、身近な地域での実習・雇用を支援する等、多様な就労支援の仕組みを構築すべきである。
- 4 専門機関との連携を強化し、発達障害や高次脳機能障害など、障害特性に応じた就労支援のスキルアップを図るべきである。

【主な意見】

- グループでの就労、短時間就労、1つの仕事を二人で分け合う働き方などを希望する方がいる。障害特性に応じて、無理のない多様な働き方を提供する為、企業への障害理解の取組が必要である。助成金等の周知を徹底するとともに、合理的配慮を提供する事業主への支援についても検討する必要がある。
- 就労継続のため、職場の理解促進と柔軟な働き方の提供、就労後のサポートが必要である。
- 就労支援だけでなく職場定着支援（*1）の充実が重要。職場環境の変化により不安定になる人、身だしなみ・清潔に関する事等生活面での支援を必要とする人もいる。就労前からレインボーワーク（*2）と障害者地域生活支援センターとの連携した支援、企業への障害理解の取組強化、就職後の障害者および雇用側との定期面談実施回数の増等、就労後の定着支援を強化すべきである。
- レインボーワークを通じた一般企業への就労支援・福祉施設での職業訓練も重要だが、地域の商店等でトレーニング・就労実習等が実際に行われ、一定の効果を上げている。好事例を区内で広げ、理解者を増やすとともに、助成制度の話も含めて区内の商店街連合会や産業連合会等に働きかけることも必要である。地域の商店や個人事業主の方が就労支援ネットワークに入る等、障害者就労支援は多様に考えていく必要がある。
- 就労しても、リストラや精神的なダメージにより離職する人もいる。職場で傷ついて就労継続支援事業所（*3）に来る人もいる。そういう方々への支援も検討する必要がある。

- 障害特性に合わせた就労支援への取組が求められている。精神障害者支援における医療機関との連携・リワークへの支援（* 4）、発達障害・高次脳機能障害の方に対する障害特性に特化したS S T（* 5）の提供、視覚障害者が技術を身に着ける場の提供等、専門機関と連携し、障害特性に応じた支援体制の構築を検討するべきである。
- 精神障害者を雇用義務の対象とすることについては、企業が精神障害者の雇用に着実に取り組むことができるよう、十分な準備期間を設けることを前提とした上で、企業に対する大幅な支援策の充実を進めつつ、理解促進に向けて企業に積極的に働きかけ、過渡的雇用機会を増やすことが必要である。
- 特別支援学校では毎年入学をしてくる生徒が増えている。近隣地域の特別支援学校の状況を分析し、福祉的就労の受入について計画的な対応を検討する必要がある。

用語解説

- （* 1）**職場定着支援**…一般企業などで就労する障害者をサポートするため、企業訪問等による就労状況把握、不適応兆候の早期ケア、離職時の再就職支援などを行う事業。
- （* 2）**レインボーワーク（練馬区障害者就労促進協会）**…障害のある方の就労および職場での就労継続を支援する機関。
- （* 3）**就労継続支援事業所**…一般企業への就職が困難な障害者に、就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練を行う事業。
- （* 4）**リワーク支援**…うつ病などで休職期間が長期化している人、休職と復職を繰り返している人等を対象に、生活リズムの立て直し、コミュニケーション支援、ストレスへの対処法等を通して、段階的に無理なく復職するための支援。
- （* 5）**S S T**…“Social Skills Training”の略。「社会生活技能訓練」や「生活技能訓練」などと呼ばれている。精神障害をもつ人たちをはじめ社会生活の上で様々な困難を抱える人の自己対処能力を高め（エンパワメント）、自立を支援するために活用されている。

6 社会生活の支援について

【提 言】

- 1 入所施設や精神科病院から地域移行することを促進し、地域生活の継続を支援するために、相談支援体制の充実と居住の場と日中の活動の場の確保が望まれる。
- 2 地域に住む障害者が気軽に相談できるよう、インフォーマルな社会資源を含めた身近な見守り体制について検討する必要がある。
- 3 障害のある人が地域で住み続け、社会参加を促進していくためには、地域社会全体の障害理解を進めるべく取組を強化する必要がある。
- 4 障害者が地域で利用でき、気軽に集える場所の設置が必要である。

【主な意見】

- 精神科病院からの地域移行（* 1）を促進するため、居住の場と日中活動の場の確保、及び相談体制と見守り体制の充実が求められる。
24時間の訪問型支援（ACT（* 2）・包括型地域生活支援プログラム等）や24時間の相談支援体制構築、ボランティア団体や当事者・家族による活動も含めたネットワークの構築等、インフォーマルな社会資源のサポートも含めて区の施策として検討するべきである。
- 地域移行に関しては、居住支援が重要である。住宅確保が困難な方への支援のため、居住支援協議会（* 3）を設置し、空き家のオーナーと、部屋を探している困難な方を結ぶ取組を検討するべきである。
- 障害者の社会参加を支援する為、障害者団体の活動も重要な一つである。団体の活動を充実させるため、地域リーダーを養成し活動を支援する、保健師やケアマネージャー等専門職を通して団体の周知を図る、団体の活動内容に応じた補助金の交付、地域福祉セミナー等での団体の紹介等の取組を検討するべきである。
- 地域の理解がないと社会生活は難しく、グループホーム等の施設整備も進まない。障害者に対する理解を深めるためのリーフレット等を作成し、公共機関だけでなく地元商店街や各世帯に配布する等、理解推進に努める必要がある。
- 受け皿が整えられても、そこにつなぐ人材がいないと利用が進まない。精神障害者保健福祉手帳所持者の増加に伴う専門職の人員確保、相談支援の充実が必要である。

- 複数の事業において、身体および知的障害者には交付・助成されているものが、精神や難病、その他の障害の方は対象外になっている。障害者格差、障害間格差の解消について、区としても検討すべきである。
- 学齢期から、将来を見通した支援を考え、区の就学相談や各学校・福祉施設との連携を強化することが、社会参加の推進につながる。
- 障害のある方を家族が支えている事例が多い。高齢化等により家族の支援力が低下しても地域で安心して生活するため、社会資源の積極的な活用を促し、家族が孤立しないよう精神的な支えが必要である。アウトリーチによる支援等、家族に対する支援体制の強化が必要である。
- 社会参加促進のため、区立のスポーツ施設は障害者の単独利用を検討すべきである。
- 障害者が楽しむことができるような機会や場の提供が求められている。趣味やスポーツをツールとして集うことができるような活動、気軽に集まれる場所（地域活動支援センターⅢ型（* 4）等）の整備を図る必要がある。

用語解説

- （* 1）**地域生活移行**…入所施設や精神科病院の入所・入院者が、地域のグループホーム等に居住の場を移し、地域生活を送るようになること。障害福祉計画において移行者数の目標設定がされている。
- （* 2）**ACT**…Assertive Community Treatment（包括型地域生活支援）の略称。精神障害者が地域で自分らしく生活できるよう、精神科・看護師・精神保健福祉士など多職種による協働チームが訪問活動を中心として、生活全般を支援するプログラム。24時間対応を前提に、治療とリハビリテーションを地域で提供することが特色。
- （* 3）**居住支援協議会**…低額所得者、被災者、高齢者、障害者など住宅の確保に特に配慮を要する方が、スムーズに民間賃貸住宅に入居できるよう、情報提供の方法、その他必要な措置等について協議する場。
- （* 4）**地域活動支援センターⅢ型事業**…地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等の事業を行う。1日あたりの実利用人員が概ね10名以上。

7 安全・安心な暮らしについて

【提 言】

- 1 災害時に想定される危険や支援体制等に関して要援護者となる障害者に周知しておく必要がある。
- 2 福祉避難所の情報提供・緊急時の対応方法・備蓄品には障害特性に応じた細やかな配慮が必要である。あわせて、避難所に行けない方への対応も検討しておく必要がある。
- 3 「災害時要援護者名簿」は個人情報に配慮して活用するとともに、名簿登載の勧奨、登録しやすい工夫や配慮が必要である。

【主な意見】

- 災害時の支援がどのようになされるのか、登録した災害時要援護者名簿（＊１）がどのように活用されるのか、分からないと不安になる。災害時の支援体制について、障害者当事者にも分かりやすく周知を図るべきである。
- 障害特性に応じた災害時救援体制の構築が必要である。そのために各障害者団体の意見を十分に聴取し、それぞれの障害特性に応じた小・中学校に設置の避難拠点へのニーズ、福祉避難所のニーズを適切にとらえて、きめ細かい対策を講じる必要がある。
- 福祉避難所（＊２）の備蓄品には障害特性に応じた細やかな配慮が必要である。高齢者・障害者は、体温調節ができない方が多くいるため、体温調節ができない方に対する対策も組み入れる必要がある。
- 緊急時にパニックになる方も多いと思われる。各障害者団体で、障害特性に応じた緊急時の対応方法・注意事項などを冊子等にまとめておき、事前に支援者に情報提供する等の工夫も必要である。
- 精神障害を抱える方は、長年の差別や偏見などのため、要援護者名簿に登録しない方もいると思われる。名簿登載への勧奨、登録しやすい工夫や配慮が必要である。福祉関係事業所、保健相談所などで、名簿に登録していない方の安否確認や応援体制を事前に決めておく必要があるのではないかと。
- 災害時要援護者名簿について、名簿の取扱には十分注意し、プライバシーに配慮しながら、有効に活用して欲しい。
- 東日本大震災では、視覚障害者は避難所で情報が得られず、トイレに行くのも大変な

状況だったという。災害時、視覚障害者は道路の様子もわからず、避難所まで安全に行けるとは限らない。避難所に行けない人への情報提供・物資提供・安全確保等も検討しておくべきではないか。

- 狭い車道は、緊急時に車いすが安全に通行できるよう、一方通行にする・歩道に幅を持たせる等の配慮が必要である。
- 希望する障害者の住宅の表札にステッカーを貼り、災害時などに、近隣による救援が得られやすくなるようにする取組等、地域での連携強化を検討するべきである。

用語解説

- * 1 **災害時要援護者名簿**…災害時要援護者とは、大地震などの災害が起こったとき、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々のこと。区は、要援護者本人や家族などの申請により、災害時用援護者名簿を作成し、その情報を平常時から区民防災組織等と共有し、要援護者を支援する地域の活動に活用する。
- * 2 **福祉避難所**…区立小中学校に設置される避難拠点では、避難生活を送ることが困難な災害時要援護者を受入れるために開設される避難所のこと。高齢者施設・障害者施設の中から指定している。

8 福祉のまちづくりについて

【提 言】

- 1 個々の多様性を認め合い、障害を持つ人や家族の声にも耳を傾け、立場の違う方の状況を地域全体で共感的に理解して、差別の解消および障害理解を深める取組を進め、バリアのないまちづくりを総合的に進めるべきである。
- 2 新しい施設整備・道路整備の際は、障害当事者の意見を聞き、誰もが使いやすいよう設備や表示方法について配慮する必要がある。
- 3 郵便物や印刷物など、視覚障害者に配慮した取組を推進する必要がある。その他、意思の疎通に関して支援が必要な障害者への対応も促進する必要がある。

【主な意見】

- 障害者施策を「地域福祉」という視点からとらえ、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」「まちづくり総合計画」と連携し、障害のある人もない人も、一人の区民として一緒に生きていける地域社会を構築するための施策を展開する必要がある。
- 建築・道路等、ハード面の整備促進とともに、お互いの多様性を認め合う関係づくり、立場の違う方の状況を地域全体で共感的に理解する為の取組が重要である。心のバリアフリーの推進という観点を盛り込むべきである。
- 障害者への理解促進を図り、立場が違う方の状況を共感的に理解する「気づき」が地域全体で得られるように、具体的に取り組む必要がある。学校教育との連携や、地域住民との交流機会を増やす等、障害者に対する偏見を解消する取組が必要である。
- 学校教育に障害者福祉を盛り込み、障害当事者との交流を通して、障害者理解を促進する取組が必要である。
- 放置自転車・横断歩道の段差・点字ブロック等が、車いす・高齢者・ベビーカー等の通行時にバリアとなり、円滑な通行の妨げになる。多様な障害を持つ方が、それぞれ安心して通行できるよう、整備を進めるうえでは工夫が必要である。
- 視覚障害者は点字ブロックが無いと、安全確保が出来ず、車道に踏み込む等、命にかかわる危険に直結する。車いす利用者にも、視覚障害者にも、もっと良い方法があれば改善してほしいが、今ある点字ブロックが無くなるのは困る。また点字ブロックの不備が多く、かえって危険なところもあり、道路整備には配慮が必要である。

- 基礎調査で、障害者用トイレが少ないという意見があった。外出時にトイレは重要な問題である。障害者のための民間施設トイレの開放、使いやすいトイレの設置、分かりやすい表示方法等について検討すべきである。
- 新しくできた施設（ココネリ）に磁気誘導ループ（* 1）が設置されていなかった。新しい施設や道路を整備する際は、障害者、高齢者等の意見を聞いて、使いやすい施設整備を進めていく必要がある。
- 区役所からの郵便物は全て点字表記をつける等、視覚障害者がすぐに分かるような配慮が必要である。今後、具体的施策を検討すべきである。
- 区として進めようとする理念や方針、具体的な施策について、広く分かりやすく区民に周知することが、福祉のまちづくり推進につながるのではないか。制度を利用するときの手続き簡略化も検討すべきである。

用語解説

* 1 磁気誘導ループ…聴覚障害者用の補聴器を補助する放送設備のこと。設置により、補聴器等の利用者は目的の音、声を正確に聞き取りやすくなる。

9 権利擁護について

【提 言】

- 1 障害があっても基本的人権が保障され、障害者が当たり前の生活を送れるよう、区民に対する障害理解を深める施策をあらゆる場面で実施すべきである。
- 2 早い段階からの障害理解のためには、例えば、小学校・中学校時代からのインクルーシブな教育の推進や、交流教育、障害理解教育の推進等の推進が必要である。
- 3 行政・民間企業が提供するサービス利用時に、障害特性に応じた合理的配慮がなされるよう、取組を推進する必要がある。
- 4 意思決定等に支援を必要とする障害者が社会生活において不利益を被ることのないよう、成年後見制度の普及を図るべきである。
- 5 障害者の権利に関する苦情や相談窓口を明らかにし、権利の実現を図るとともに、サービス提供機関等におけるサービスの質の向上に努める必要がある。

【主な意見】

- 障害者権利条約が批准されて、初めての計画策定となる。差別解消への取組、行政サービスにおける個々の障害特性に応じた取組、合理的配慮等について、具体的に盛り込むべきである。
- 基礎調査では「自分たちのことを理解してほしい」という希望が多い。広く区民に対する障害理解を深め、ともに生きる・ともに歩む共生社会について啓発する必要がある。当事者団体、民間福祉団体等と連携して、具体的な施策を展開する必要がある。
- 障害者の差別解消、障害者間の差別解消のため、障害者差別解消支援地域協議会（*1）を設置するべきである。
- 障害者への理解促進が、差別解消に繋がる。障害に関する講座、障害者との交流機会を設け、地域での障害の理解を深める取組が必要ではないか。障害の有無にかかわらず、一人の区民として地域の中で生きる、それを支える地域を作るという視点を持ち、地域福祉計画、まちづくり計画との連動も、障害者計画に盛り込むべきである。
- 金融機関や生命保険会社等、区内企業に対する障害理解の促進に取り組み、障害特性に応じた合理的配慮がなされるよう、働きかける必要がある。
- 異なる障害者団体との交流を図り、共有する問題の把握などを通して連携を図り、お互いに障害理解を深める取組が必要である。

- 行政手続きや選挙の時に、障害者に対する合理的な配慮が必要である。実例を通して具体的に配慮が必要な場面を検証し、対応する必要がある。視覚障害者、聴覚障害者に対する情報保障への取組も強化するべきである。
- 制度の狭間にある障害者（難病、発達障害、高次脳機能障害等）への対応が必要である。現状とニーズを適切に把握し、必要なサービス、情報を保障する必要がある。
- 障害者を理解してもらうためには、幼い頃からの交流・情報の発信が大切である。早期発見、早期支援、障害理解のためにインクルーシブ教育（* 2）の推進、小学校・中学校時代からの交流教育の推進等が必要である。
- 自らの生活を、自分で選択し決定するためには、障害者の自己決定力が必要とある。障害者地域生活支援センターや地域の施設で行う当事者主体のプログラム等、様々な経験を積む機会を通して、自己決定力を高める取組を強化する必要がある。
- 成年後見制度（* 3）はまだ一般に敷居が高い。普及を図ってほしい。

用語解説

- * 1 **障害者差別解消支援地域協議会**…「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、組織することができると規定された協議会。情報交換や相談事例を踏まえて、障害を理由とする差別を解消するための取組を協議する。
- * 2 **インクルーシブ教育**…障害のある人となない人が共に学ぶ仕組み。障害があっても教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- * 3 **成年後見制度**…認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることが出来ない人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約などについて、選任された成年後見人が代理で行う制度。

10 保健・医療について

【提言】

- 1 医療機関への多様化する障害についての周知を図り、障害者が安心して受診できる環境づくりを進めるべきである。
- 2 医療・保健・福祉関係機関相互の連携を強化すべきである。
- 3 増えつつある精神障害者に対応するため、ボランティア等と連携し、地域の見守り体制を構築し、病状が変化した時など必要に応じて専門機関につなげる仕組みを検討するとともに、アウトリーチの強化に取り組む必要がある。
- 4 精神疾患、難病等に関する正確な医療情報の周知を図る取組が必要である。
- 5 夜間休日に対応できる医療を含めた支援システムの構築を検討すべきである。

【主な意見】

- 「医師の指示が障害者に理解できない」「障害者からの症状が正確に伝わらない」「専門的な医療機関がない」「障害を理由に受診を断られた」等の事例が多い。医療関係者が障害特性についての理解を深め、通常受診だけでなく健康診断・がん検診等も安心して受診できるような取組を推進するべきである。障害者医療に関する窓口を明らかにして、適切な医療提供がされるよう取り組み、障害者に対応できる医師・医療機関の情報提供を検討するべきである。
- 精神保健について、早期発見・早期治療が重要である。
統合失調症の約9割の人が、自身の家族が発症する前に病気の情報を知らず、知識があればもっと早く対応できたという調査結果もある。アルコール、薬物、ギャンブル等「依存症」について周知を図り、予防につなげることも重要である。練馬区でもセミナーの開催、学校教育との連携等を通して、精神疾患に関する啓発、早期支援に関する周知への取組を進める必要がある。
- 増えつつある精神障害者に対して、保健師が対応しきれていないという印象がある。困難ケース・認知症・虐待・緊急対応等に追われ、病気の悪化や再発を防ぐ取組は困難な状況にあるのではないか。ボランティアや地域の民間団体と連携してネットワークを構築し、見守り・相談体制を強化し、必要に応じて保健相談所等の専門機関につなぐ仕組みをつくり、従来の地域保健を補完・充実していく等の工夫が必要である。
- 区の心身障害者医療費助成では、精神障害者が対象外となっている。また、他のサービスでも利用できないものがあるので、障害種類による格差を解消して欲しい。

- 障害者基礎調査では「どのようなサービスがあるのか分からない」という回答率が全ての障害分野で高い。特に難病等の方は、新たにサービスの対象となり、制度を知らない方も多。重点的な施策として、相談窓口の周知・啓発活動に取り組む必要がある。
- 新たに福祉サービスの対象となった難病等の方について、適切にニーズを把握して施策を展開することが重要である。制度利用について周知徹底を図るとともに、基礎調査やヒアリングにより現状とニーズを適切に把握する必要がある。
- 発達段階に応じて適切な対応ができるよう、学校・医療・児童相談所・福祉施設関係の連携が必要である。また病状の変化に対応する為、保健相談所と医療機関・福祉関係の連携も重要な課題である。速やかに対応する為、日頃から地域の関係機関の連携を強化する取組を進める必要がある。
- 長期入院からの地域移行を促進する為、夜間休日相談支援体制の構築、ピアカウンセラー（* 1）の育成、保健師等による訪問支援の充実、医療機関と地域支援者の連携等が必要となる。夜間休日の不安解消の為、24時間相談体制を検討するべきではないか。
- 119番通報より親身になって対応できる、練馬区独自の緊急時支援システムについて検討するべきである。

用語解説

* 1 ピアカウンセラー… {ピア} は仲間・同じ立場の人という意味。同じ悩みや障害をもつ仲間と対等な立場で話を聞き、自立を支援する人。

11 障害福祉計画について

【提 言】

- 1 国の基本指針を踏まえ、計画の着実な実現のため、PDCAサイクルを導入すべきである。そのためには、計画目標の実施状況を確認し、障害者地域自立支援協議会等に意見を求め、結果を公表することが重要である。
- 2 計画策定にあたっては、団体ヒアリングなどでの障害者やその家族の意見を十分に反映させ、障害者本人の意思が生かされるよう工夫する必要がある
- 3 ライフステージに応じ、適切なサービス利用を進めていくためには、十分な情報発信や相談支援の充実を図る必要がある。

【主な意見】

- 障害者の特性を理解し、それぞれのニーズを把握した上で福祉計画の目標を立て、確実に実行することが重要である。本計画の実現のため、PDCAサイクルを導入し、年に一度は目標を精査し、障害者地域自立支援協議会等で意見を聴くとともに、その結果を公表する仕組みを構築すべきである。
- 本計画の策定後、推進評価区民懇談会のような、計画の進捗状況を定期的にモニタリングする機関が必要である。その中に障害当事者が参画し、意見を反映しやすい仕組みづくりを検討すべきである。
- 精神科病院からの地域移行の目標値について、東京都だけでなく練馬区でも目標値を設定すべきである。区内に精神科の病院が複数あり、限られた財政の中で効率的に地域移行を進めるために、区内の入院患者の状況・ニーズを把握した上で、必要な社会資源について障害福祉計画に反映する必要がある。
- 特定の条件の障害者だけでなく、全ての区民を対象とするアンケート調査を実施し、全ての障害者の家族および関係者のニーズ等を視野に入れた計画を策定すべきである。
- 障害者基礎調査、団体ヒアリング等の結果を、十分に反映すべきである。
- 色々な側面・場所からの施策や理解啓発が必要だと思われる。行政、学校、障害者団体、障害者本人・家族が理解、連携してこそ障害者福祉計画の発展につながる。
- 障害者本人の意思が生かされる社会を目指し、計画を作る必要がある。

- 次期計画は、ライフステージに応じた支援の充実、地域のつながりによる支援の充実、障害者団体等による障害者理解、啓発活動への取り組みを重視している。高齢障害者世帯・障害者単身世帯への支援、施設・病院からの地域移行等を推進する為に、地域生活に必要な基盤整備を進めて保健、福祉、保育、教育等の関係機関との連携、住民同士の支え合い等多面的な支援体制の構築が必要になってくる。これを実現するために、行政の働きに期待する。

12 その他（会議の運営等）

【主な意見】

- 区ホームページに掲載する議事録で委員の名前をA委員、B委員などと変えるのは止めて頂きたい。ただし、匿名を希望する方の名前まで出すことは求めないが、一方的に名前を変えてしまう事は人格権の侵害になると思う。懇談会の議事録・本意見書の公表については、本人からの異論がない限り、実名入りで公表していただきたい。
- 障害者基礎調査の報告に時間を割きすぎていたように思う。調査結果報告は書面だけにすれば、より具体的な福祉政策を検討することができる会議になったのではないか。
- 障害者基礎調査で「特に困っていることはない」という結果には疑問を感じた。該当する項目がないため、「特に困っていることはない」という回答になっている可能性があるのではないか。本当のニーズを把握できるように、家族会や自助グループなどと、どのような質問を設けるべきかを検討してから、調査票を作成すればよかった。
- 障害者のしおりや区の発信情報には、公認の障害者団体だけでなく、発達障害や高次機能障害のグループ、相談情報ひろばや家族相談のグループ、障害者のためのボランティアグループ等を掲載してほしい。今後の障害者福祉施策において、インフォーマルな資源の活用は重要である。

巻末資料

(1) 練馬区障害者計画懇談会設置要綱

17 練保障第 724 号

平成 18 年 2 月 3 日

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく練馬区障害者計画および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に基づく練馬区障害福祉計画に区民および識者の意見等を反映させるため、練馬区障害者計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、次の事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区障害者計画策定の内容に関する事項
- (2) 練馬区障害福祉計画策定の内容に関する事項
- (3) その他座長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 公募区民 9 名以内
- (2) 障害者福祉関係者 18 名以内
- (3) 医療関係者 1 名
- (4) 学識経験者 2 名以内

2 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は、懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 懇談会に副座長を置き、副座長は、座長が指名する者とする。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第 4 条 懇談会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、福祉部障害者施策推進課が行う。

(公開)

第 7 条 懇談会の会議は、公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号）の定めるところにより非公開とすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年2月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

(2) 練馬区障害者計画懇談会委員名簿

(敬称略)

区分	委員	所属等
1 公募区民 9名	馬場伸一	練馬地域
	岩田理恵子	練馬地域
	清水利明	練馬地域
	津野勉	光が丘地域
	石原秀男	石神井地域
	丸山美恵	石神井地域
	保坂勝子	石神井地域
	妹尾まみ	石神井地域
	中井孝吉	大泉地域
2 障害者福祉関係者 18名 (1) 障害者福祉団体	横井紀子	練馬手をつなぐ親の会 副会長
	森下叔彦	練馬区身体障害者福祉協会 相談役
	加藤茂樹	練馬区視覚障害者福祉協会 副会長
	鈴木満里子	練馬区肢体不自由児者父母の会 会長
	関口方子	練馬区聴覚障害者協会 副会長
	棚瀬典子	練馬障がい児(者)を持つ親の会 運営委員
	松沢勝	NPO法人練馬精神障害者家族会 理事長
	安部井聖子	練馬区重症心身障害児(者)を守る会 会長
	林田道子	NPO法人I amOKの会 理事長
	久我善藏	練馬パーキンソン病友の会 副会長
(2) 障害者を対象とした事業を実施している法人・団体	北楯利宗	株式会社コミュニティ・ケア 代表取締役社長
	矢吹一夫	社会福祉法人花水木の会 理事長
	金井聡	社会福祉法人つくりっこの家 事務局長
	櫻井元	株式会社たまみずき 代表
(3) 学校関係者	平塚雄二	練馬特別支援学校長
(4) 障害者就労支援関係者	谷部和男	池袋公共職業安定所 統括職業指導官
	阿部財智	一般財団法人練馬産業連合会 副会長
(5) 相談支援	岩田敏洋	豊玉障害者地域生活支援センター所長
3 医療関係者 1名	秋田博伸	一般社団法人練馬区医師会 会長
4 学識経験者 2名	朝日雅也	埼玉県立大学社会福祉子ども学科 教授
	岩崎香	早稲田大学人間科学学術院 准教授

(3) 練馬区障害者計画懇談会開催経過

回	開催日	検討項目
第1回	平成25年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期障害者計画・第四期障害福祉計画の策定について ・今後の進め方について ・障害者基礎調査について
第2回	平成26年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画基礎調査について（速報値） ・障害者計画・第三期障害福祉計画の進捗状況について
第3回	平成26年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期障害者計画・第四期障害福祉計画について (1) 計画の構成 (2) 計画目標・基本理念
第4回	平成26年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期障害者計画について 分野別施策の検討① (1) 相談支援 (2) 障害福祉サービス等 (3) 障害児支援 (4) 障害者就労 (5) 権利擁護
第5回	平成26年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期障害者計画について 分野別施策の検討② (1) 社会生活支援 (2) 安全・安心な暮らし (3) 福祉のまちづくり (4) 保健・医療 ・第四期障害福祉計画について
第6回	平成26年9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区障害者計画懇談会意見書（案）について ・次期障害者計画・第四期障害福祉計画たたき台について